

相続を伴う場合の適正な課税 (死亡者課税)



一般財団法人 MIA 協議会 賛助会員
櫻田法律事務所
弁護士 今井 亮 氏

相続を伴う場合の適正な課税 (死亡者課税)

一般財団法人 MIA協議会 賛助会員

櫻田法律事務所
弁護士 今井 亮

1

《内容》

- I 最近の状況
- II 固定資産税の基礎
- III 相続の基礎
- IV 問題となる場面(事例)
- V まとめ

2

1. 所有者不明不動産

最近、所有者不明不動産が問題となっているが(EX 空家、被災地の復興等)、その多くは「相続」を伴うケースである。



「相続」を理解する必要性の高まり

2. 相続登記未了で放置される不動産

← 相続問題の複雑化

- ・ 「跡取り」の不在
- ・ 何世代にも渡る放置

← 不動産の維持・管理コスト

- ・ 登記費用、固定資産税等

1. 固定資産税の納税義務者

- (1) 固定資産の所有者
- (2) (土地・家屋については)登記簿
又は課税台帳に登録されている者
- (3) 賦課期日(毎年1月1日)前に死亡して
いた場合は現に所有している者

地方税法343条1項、2項

Cf ・ 最高裁平成26年9月25日判決・民集68巻7号722頁

2. 課税徴収の流れ

- (1) 納税通知書の発送
地方税法20条
- (2) 督促
地方税法371条
- (3) 滞納処分
地方税法373条

1. 相続の法的効力

(1) 相続開始時に一切の権利義務を承継

民法896条、882条

(2) 相続人が複数の場合は、その相続分に応じて承継する。

民法899条

2. 相続人の範囲

配偶者、直系卑属(直系尊属、兄弟姉妹)

民法890条、887条、889条

7

3. 法定相続分

(1) 直系卑属と配偶者・・・「1/2」ずつ

民法900条1号、901条

(2) 直系尊属と配偶者・・・「1/3」と「2/3」

民法900条2号

(3) 兄弟姉妹と配偶者・・・「1/4」と「3/4」

民法900条3号、901条2項

8

4. 相続人調査

(1) 必要性

- ・ 賦課期日と死亡の前後関係。不動産を相続しているのか(地方税法10条の2)、納税義務を相続しているのか(地方税法9条)。
- ・ 死亡者名義の課税は原則無効。
(例外:地方税法9条の2第4項等)

(2) 方法

- ・ 債務者及びその親族の戸籍謄本を確認
- ・ 現在の戸籍から出生時まで遡る

9

5. 相続放棄

(1) 家庭裁判所に申述しなければならない
民法938条

(2) 原則として、相続開始を知った時から
3ヶ月以内
民法915条1項、921条2号

(3) 初めから相続人とならなかつた者とみな
される
民法939条

10

6. その他

(1) 遺言がある場合は？

EX 「すべての遺産は長男に相続させる」

(2) 遺産分割協議がなされた場合は？

EX 「すべての遺産は長男が相続する」

1. 事例1《所有者死亡》

A市税務課固定資産税係の職員Bは、口座振替を利用してC名義の自宅の固定資産税が残高不足で引き落としができなくなっていることに気づいた。

そこで、Bは、残高不足で引き落としができなかったこと、今月中に支払いを求める旨を記載した「口座振替不能のお知らせ」をCの自宅宛てに送ったものの、一向にCから連絡がなく、翌月になっても支払いはなされなかった。

不信に思ってBが調査したところ、Cは3年前に亡くなっており、A市の住民課に死亡届も提出されていることが判明した。

Bは誰に対し、どのような請求をすればよいか？

- 相続が生じた際の固定資産税の債務者
- 相続の時期がポイント
- 死亡後の引き落とし

2. 事例2 《相続放棄》

【事例1の続き】

A市の職員Bは、戸籍調査等の結果、死亡したCが5年前に妻Dと離婚し、そのDと一人息子であるEが、F市に居住していることを知った。

そこでBは、Eに対して、未払いとなっているCが居住していた不動産の固定資産税の支払を求める納税通知書を発送した。

すると、しばらくしてEからBのもとに電話があり、「Cとは5年前に親子の縁を切っている。相続も放棄する」と一方的に通告されてしまった。

Bは誰に対し、どのような請求をすればよいか？

- 相続放棄の真偽
- 相続放棄の効果
- 他の相続人の有無
- 相続財産管理人

(民法951条、952条)

3. 事例3(生死不明の場合)

【事例1、2とは別の事例】

A市税務課固定資産税係の職員Bは、口座振替を利用してG名義の自宅の固定資産税が残高不足で引き落としができなくなっていることに気づいた。

そこでBは、「口座振替不能のお知らせ」を登録されていたGの自宅宛てに送ったものの、しばらくすると同書面は「保管期間経過のため返還」と書かれてBのもとに戻ってきてしまった。

BがGの住民票を調査したところ、Gの住所は郵便物を送達した場所のままであった。そこで、BがGの自宅に出向いたところ、Bの自宅は鍵がかかっており、インターフォンを押しても応答がなく、人のいる気配もなかった。

Bは誰に対し、どのような請求をすればよいか？

IV 問題となる場面(事例)

- 転居の有無(所在調査)
 - ・ 住民票(戸籍の附票)
 - ・ 電話、手紙
 - ・ 現地調査

- 公示送達(地方税法20条の2)の可否

- 不在者財産管理人の選任(民法25条1項)

17

V まとめ

1. 相続対応については

(1) 初動が肝心

住民課に死亡届が提出されたときが一つのポイント。

(2) 影響が多方面に及ぶ

役所全体で横断的に連携をはかる必要がある。

18

2. 各自治体で様々な試み

(1) 条例で申告義務を課す

EX 大阪市市税条例第74条

(2) 窓口を一元化する

EX 京都府精華町の総合窓口課

3. 立法的解決

(1) 相続登記の際の登録免許税の免税

2018年度税制改正大綱より

(2) 相続登記の義務化(将来)

